

児童扶養手当と公的年金等の併給制限について

公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について
児童扶養手当は、

公的年金等（※１）を受けるときは、
手当額の全部又は一部を受給できません（※２）。

（※１）国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償など

（※２）公的年金等の給付などの額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分を児童扶養手当として支給します。

そのため、以下の手続きを必ず行ってください。

★児童扶養手当受給中に公的年金等を新たに受給する場合
→速やかに福祉課児童係にお問い合わせください。

必要な手続き▼

福祉課児童係の窓口にお越しいただき、

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

等を提出してください。

★公的年金等が過去に遡って給付される場合や、
上記の手続きが遅れた場合

→過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。
手続きはお早目にさせていただきますようご注意ください。

大竹市福祉課児童係

電話番号：（０８２７）５９－２１４８